

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		養護受託申出の決定		
根拠法令及び条項		老人福祉法施行規則(昭和 38 年厚生省令第 28 号)第 1 条の 7		
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市老人福祉法施行細則(昭和 59 年規則第 38 号)第 4 条第 2 項		
	基 準	多治見市老人福祉法施行細則第 4 条第 2 項に定めるところによる。 第 4 条第 2 項 社会福祉事務所長は、前項の養護受託申出書の提出を受けたときは、申出者を養護受託者とするものの適否を審査し、養護受託者となることを適当と認めた者については、養護受託者登録簿に登録するとともに養護受託者決定通知書を、養護受託者となることを不適当と認めた者については、養護受託申出却下通知書をそれぞれ当該申出者に送付しなければならない。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 28 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 28 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				